

第3章 仙南地域における共通の基本的な方針（良好な景観の形成に関する方針）

本計画区域における良好な景観形成に関する方針として、区域内で共通する方針として基本理念、基本方針を示すとともに、地区別に具体的な景観形成方針を示します。

（1）基本理念

- 1) 蔵王連峰の山岳景観を象徴とした山や川が織り成す自然景観と、仙南地域の風土とともに人々が生きてきた営み、歴史・文化が一体となつてつくり出している景観は、仙南地域らしさを表徴するものであり、その姿が失われないよう保全、継承します。
- 2) 仙南地域の景観は、地域に賑わいをもたらすものであり、その魅力を高めるよう景観づくりを進めるとともに、地域の活性化にも資するようその活用を図ります。
- 3) 蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川とともに育まれた人々の営みがつくり出す景観は、仙南地域らしさを表わすものであるという認識の下、その誇りを受け継ぎながら、景観形成に取り組みます。

（2）基本方針

基本方針1：地域の共有資産である蔵王連峰を中心とする自然景観を保全します

蔵王連峰を中心とする自然景観は、古くから地域の人々の営みとともに大切に守られてきました。その美しく雄大な景観は地域に住む人々だけではなく、訪れる者も魅了するものとなっており、県全体の共有の財産といえます。これら自然景観の保全には、地域全体で共通した認識の下、市町の区域を越えて、景観形成に取り組んでいきます。

基本方針2：地域の人々の営みの中で長きに渡りつづられてきた景観を継承します

山間部の牧場や果樹園、河川周辺の田園などの生業、気候風土に適応した生活など、蔵王連峰の自然環境を土台に、人々の営みがつくってきた景観は、仙南地域をより魅力的なものにしています。また、地域のどこからでも見ることができる蔵王連峰の姿は、地域の人々の生活の背景として、受け継がれてきました。これらの景観を形づくる人々の生業や営みを仙南地域全体、またはひとまとまりの景観を形成する広範囲において一体的に継承していくことが必要であり、そのための支援をしていきます。また、蔵王連峰の美しい姿が望める魅力的な眺望など、仙南地域の特徴が顕著な景観については、景観形成のルールをつくることなどにより保全・継承を図ります。

基本方針 3：仙南地域に調和した魅力ある景観を創出します

長い歴史を経て仙南地域に受け継がれてきた自然や街並みは、地域の成り立ちを示す個性的な景観です。これらの景観の魅力を損なうことなく、より一層引き出すことができるよう景観づくりに取り組んでいきます。同時に、蔵王連峰や阿武隈川・白石川、道路等については、一体的な景観づくりを図ることができるよう、そのルールについて考えていきます。また、視点場となる公園、休憩スペース、道路や歩行者路については、視対象となる景観をより魅力的に見ることができるような空間づくりに取り組んでいきます。

景観を構成する上で大きな役割を占める建築物や工作物については、周囲の景観と調和し、また魅力向上につながるよう、整備や管理に取り組むとともに、景観を阻害する要素となる工作物や広告物を抑制するなど、よりよい景観の形成を図っていきます。

基本方針 4：景観の魅力を活かし、地域の活性化につながるよう活用します

仙南地域の大切な景観を地域の中で受け継いでいくことはもちろん、来訪者にも喜ばれるよう景観の形成を図ります。そのため、景観の魅力を効果的に発信するとともに、地域住民の考え方を踏まえて景観の活用のための仕かけづくりをするなど、地域が一体となった景観まちづくりに取り組み、交流人口の増加を図っていきます。

また、地域の賑わいを創出するため、景観を活かした地域の行事や祭事等、活性化につながる景観の形成を図ります。

基本方針 5：景観価値を認識し、共有の資産であるという社会的意識を育成します

仙南地域の景観を共有財産として受け継いでいくために、地域住民が景観の価値を認識し、誇りを持って景観づくりに関わっていくよう、意識の育成を図ります。

また、ゴミの散乱や周囲に調和しない建造物の設置等、景観阻害要因を発生させないための意識づくりを行っていきます。

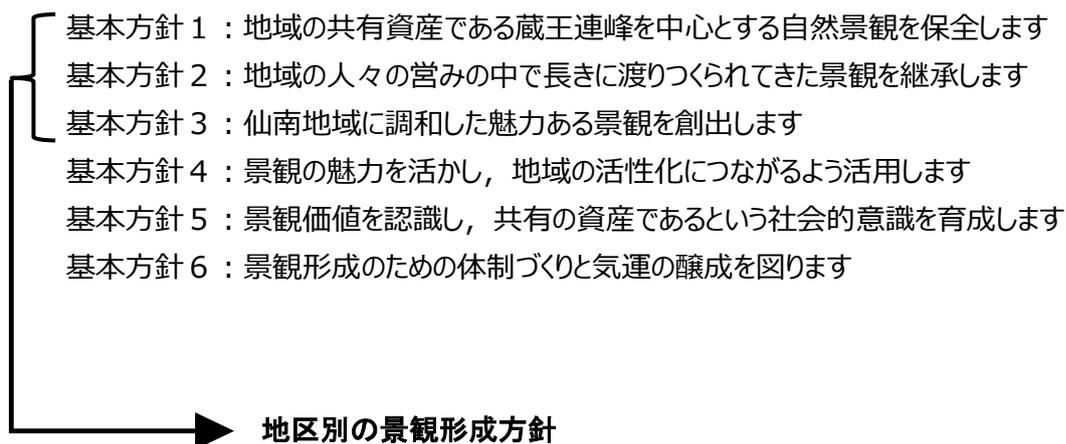
基本方針 6：景観形成のための体制づくりと気運の醸成を図ります

行政・住民・企業等が連携しながら景観づくりを進めていくために、それぞれの役割を明確にするとともに、景観形成のルールづくりや推進体制の構築、県による継続した景観アドバイザーの派遣、先進事例・景観形成手法の紹介などにより、意識の高揚、気運の醸成を図っていきます。

(3) 地区別の景観形成方針について

6つの基本方針のうち、基本方針1, 2, 3については、各地区によって対象となる自然景観や農の営み、どのような景観を創出するか等、方針の内容が異なってくることから、地区の特徴に応じて地区別の景観形成方針としてそれぞれの内容を示します。

一方、基本方針4, 5, 6については、景観計画によって魅力を高めた景観の活用や景観計画による意識の啓発など、各地区共通の方針となるため、各地区共通で基本方針に則り取り組んでいくものとします。



基本方針 1 → ■ 自然景観の保全

基本方針 2 → ■ 農の営み等とともにある景観の継承

基本方針 3 → ■ 個性を活かす景観の創出